（租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　前条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第三十九条の二十三第一項の規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号。次項において「改正法」という。）附則第九条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第一項に規定する認定特定非営利活動法人である法人のこの政令の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2　改正法の施行の日前に改正法附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人（同日以後に改正法附則第十条第二項の規定に基づきなお従前の例により旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人を含む。）に係る前条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の二十三第十四項の書類の同項の規定による閲覧については、なお従前の例による。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「第九項」を「第三項」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
法務大臣　平岡　秀夫
財務大臣　安住　淳

府令

○内閣府令第五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）及び特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定非営利活動促進法施行規則を次のように定める。

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

特定非営利活動促進法施行規則

目次

第一章　特定非営利活動法人（第一条―第三条）
第二章　認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人
　第一節　認定特定非営利活動法人（第四条―第三十二条）
　第二節　仮認定特定非営利活動法人（第三十三条・第三十四条）
　第三節　認定特定非営利活動法人等の合併（第三十五条）
附則

第一章　特定非営利活動法人

（電磁的方法）

第一条　特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的記録）

第二条　法第十四条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（所轄庁の変更に伴う事務の引継ぎ）

第三条　法第二十六条第三項の規定による事務の引継ぎは、所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けた特定非営利活動法人に係る法の規定に基づく事務について行うものとする。

2　都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の長は、所轄庁の変更を伴う定款の変更を認証したときは、遅滞なく、変更前の所轄庁に当該定款の変更を認証したことを通知するものとする。ただし、変更前の所轄庁が法第五十三条第三項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の都道府県知事であるときは、この限りでない。

第二章　認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

第一節　認定特定非営利活動法人

（寄附金等収入金額に会費の一部を加えることができる特定非営利活動法人の要件）

第四条　法第四十五条第一項第一号イに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

二　社員（役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに役員と特殊の関係（第十六条に規定する関係をいう。第八条及び第三十二条第一項第四号において同じ。）のある者を除く。）の数が二十人以上であること。

（総収入金額から控除されるもの）

第五条　法第四十五条第一項第一号イ(1)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ(1)に規定する国の補助金等をいう。）

二　委託の対価としての収入で国等（法第四十五条第一項第一号イ(1)に規定する国等をいう。）から支払われるもの

三　法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分

四　資産の売却による収入で臨時的なもの

五　遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部若しくは一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（法第四十五条第一項第一号イ(2)に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第七条第一号において同じ。）に相当する部分

六　実績判定期間（法第四十四条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの

七　寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金（同一の者からの寄附金の額のうち一者当たり基準限度となる金額）

第六条　法第四十五条第一項第一号イ(2)に規定する内閣府令で定める金額は、同号イ(2)に規定する受入寄附金総額の百分の十（寄附者が法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条各号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人である場合にあっては、受入寄附金総額の百分の五十）に相当する金額とする。